

## 新潟市農業委員会総会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市農業委員会の総会（以下「総会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 総会を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、総会を開催する会場の受付で、傍聴を希望する旨を係員に告げ、その指示に従い、所定の席につかなければならない。

2 傍聴の受付は、総会開始30分前から開始10分前までとする。

3 第1項において、傍聴を希望する者が、次条に定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により決定する。

4 新潟市農業委員会は、必要があると認めるときは、別記様式の傍聴券を発行することができる。この場合において、傍聴人は、傍聴券の交付を受け、入場の際、係員に提示しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴の定員は、5人とする。

(総会を傍聴することができない者)

第4条 次に掲げる者は、総会の傍聴をすることができない。

(1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 総会開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食し、又は喫煙しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りではない。
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 総会を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 議長は、この要綱に違反した傍聴人に対して、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることができる。

(資料提供)

第8条 傍聴人が総会資料の提供を受ける場合は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）により請求するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、新潟市農業委員会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

期日 \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_

傍 聴 券

新潟市農業委員会総会